⑸　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑹　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑺　本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

⑻　専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。

⑼　手続における交渉の有無　無。

⑽　契約書作成の要否　要。

⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑿　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒀　競争参加資格の確認の通知において、技術提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。

⒂　入札及び契約　競争参加者は、技術対話後に改善を行い、再提出した技術提案及び価格により入札し、入札時における技術提案のさらなる修正・改善は認めないものとする。

なお、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格のうち純工事費が、入札時の内訳と異なる場合は、その理由の説明を求め、物価変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とする。

⒃　一般競争参加資格又は異工種ＪＶの認定を受けていない者の参加　上記２⑴に掲げる一般競争参加資格又は異工種ＪＶの認定を受けていない者も上記５⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒄　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⒅　詳細は入札説明書による

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shigeru Kikukawa Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Rebuilding work of the Movable weir in Gyotoku.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 14 July 2010.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 4 February 2011 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 4 February 2011).

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower―2　2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年６月14日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　岡本　　博

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　鶴田ダム施設改造工事

⑶　工事場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子地内

⑷　工事内容

・ダム土工　約193,000㎥

・減勢工　約72,000㎥

・台座工　約6,000㎥

・堤体削孔　洪水調節用　３箇所（6.0m×6.0m）

発電施設用　２箇所（6.4m×6.4m）

・仮設工　一式

⑸　工期　平成23年１月～平成27年３月

⑹　本工事は、入札時に工事目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項及び施工上配慮すべき事項の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（高度技術提案型）の適用工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、総合評価による入札に先立ち、民間業者からの積極的な技術提案及び技術対話を通じ、その改善案を受け付け、審査することにより、品質と価格に優れた調達を目指す高度技術提案型（Ⅲ型）の適用工事である。

⑻　本工事は、⑹、⑺のＶＥ提案の審査において、提案について改善を求め、提案を改善する機会を与える。また、提案を実施するために必要な設計数量の提出を求め、単価表等の見積もりが必要な場合には、技術対話において見積もりの提出を求め、予定価格を定めることがある高度技術提案型（Ⅲ型）総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る工事目的物の性能・機能に関する事項及び社会的要請に関する事項及び施工上配慮すべき事項の技術提案は対象としない。

⑽　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⑿　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⒁　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たなる取り組み」の試行運用について』（H18. 5. 16国九整契第51―２号他）に基づき、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。（入札説明書参照）

⒂　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。